

いちき串木野市公用車広告掲載取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、いちき串木野市有料等広告掲載に関する基本要綱（平成19年いちき串木野市告示第64号）に定めるもののほか、同要綱第2条に規定する広告媒体のうち公用車（以下「公用車」という。）に掲載する広告の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(広告掲載の対象車両)

第2条 広告掲載を行う公用車は、次に掲げる車両以外のものとする。

- (1) 市が他から借り受け、又は他に貸し付けている車両
- (2) 消防車その他用途が限定されている車両
- (3) 道路パトロール車その他特殊な塗装がされている車両
- (4) 徴収専用車その他広告掲載により業務の遂行に支障が生じる車両

(広告の掲載位置)

第3条 広告の掲載ができる位置は、市が別途定める。

(広告の規格及び掲載料)

第4条 広告の規格及び掲載料は、市が別途定める。

- 2 広告掲載料は、市が指定する日までに市の指定する方法により、一括前納しなければならない。

(広告の掲載方法)

第5条 広告の掲載は、マグネットシート、カッティングシート、ラッピングフィルム等剥離が可能な素材の特殊フィルムの貼付によるものとし、車体塗装は行わないものとする。

- 2 前項の特殊フィルムは、広告の掲載期間中における車体からの剥離又は広告撤去に際して車体塗装の剥離が発生しない材質としなければならない。

(広告の掲載期間)

第6条 広告の掲載期間は1月を単位とし、連続する掲載期間は各年度最大36月とする。

2 広告デザインを変更するときは、広告主は書面により市長に申し出なければならない。

(広告掲載の申込み)

第8条 申込者は、前条の規定による募集を行う期間の間に、公用車広告掲載申込書(様式第1号。以下「申込書」という。)に広告案を添えて市長に提出しなければならない。

(掲載の可否決定)

第9条 市長は、前条に規定する申込書を受理したときは、広告掲載の可否を決定し、その結果を公用車広告掲載決定通知書(様式第2号)により申込者に通知するものとする。

(広告の作成等)

第10条 広告の作成は、広告主が行い、市が定める日までに、広告案を市に提出しなければならない。なお、広告内容等に疑義がある場合、事前に市と協議するものとする。また、市は広告審査会の結果により、広告の原稿案に対し修正等を求めることができる。

(広告の掲載及び撤去)

第11条 広告の掲載及び撤去は、広告主の責任において実施し、その費用は全て広告主が負担するものとする。

2 広告主は、広告の掲載及び撤去を行おうとするときは、公用車の用途及び運行業務に支障が生じないよう市と協議の上、日程、工程を決定し、市の指示に従って施工するものとする。

3 広告の掲載又は撤去により、公用車の車体表面、塗装、構造等を毀損し、又は破損したときは、直ちに市長に報告するとともに、当該広告主が経費を負担して現状回復するものとする。

(広告の掲載の取下げ)

第12条 広告主は自己の都合により、公用車の広告の掲載を取り下げることができるものとする。

2 前項の規定により広告の掲載を取り下げるときは、広告主は書

面により市長に申し出なければならない。

(広告掲載料の返還)

第13条 既納の広告掲載料は返還しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、既納の広告掲載料の全部又は一部を返還するものとする。

(1) 天災地変その他広告主の責めに帰することができない理由により、広告の掲載ができなくなったとき。

(2) 広告主が、広告の掲載期間の中途において、広告の掲載の取消しを申し出た場合において、市長が相当の理由があると認めるとき。

(3) 市の都合により、市が広告の掲載期間中1月に1日も広告の掲載ができなくなったとき。ただし、当該広告掲載車両が走行しない月がある旨を募集時に通知していた場合は、この限りでない。

2 前項第1号及び第2号の規定により返還する広告掲載料は、広告の掲載を取り消した翌月以降の額の総額とする。

3 第1項第3号の規定により返還する広告掲載料は、当該月分の額とする。

4 第1項の規定により返還する広告掲載料には、利子を付さない。

(裁判管轄)

第14条 この要領に定める広告の掲載に関する訴訟は、いちき串木野市の所在地を管轄する裁判所に提訴するものとする。

(その他)

第15条 この要領に定めるもののほか、広告の掲載に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、令和6年9月20日から施行する。

様式第1号（第8条関係）

年 月 日

いちき串木野市長 様

申込者
住所（所在地）
氏名（名称）
電話番号
担当者

公用車広告掲載申込書

いちき串木野市公用車広告掲載取扱要領第8条の規定に基づき、下記のとおり申し込みます。また、申込みに当たり、市が市税等の納税状況を確認することについて同意します。

記

広告内容	
掲載希望期間	年 月 日 ~ 年 月 日（か月）
備考	

様式第2号（第9条関係）

第 号
年 月 日

様

いちき串木野市長

印

公用車広告掲載決定通知書

年 月 日付けで申込みのあった公用車広告掲載について、下記のとおり決定したので通知します。

記

決定区分	<input type="checkbox"/> 掲載する
	<input type="checkbox"/> 掲載しない (理由)
掲載期間	年 月 日 ~ 年 月 日 (か月)
広告掲載料	金 円 (円 × か月)
納入期限	年 月 日
備考	